第四十一条		製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十一条
業務		業務及び特定事業促進円滑化業務
第五十一条第二項	第四十九条第二項	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十九条第二項
第五十一条第四項	第四十九条第五項	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十九条第五項
第五十七条	この法律に	製造事業促進法並びにこれらに
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、製造事業促進法
第六十四条第一項	この法律	この法律（製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	とする。	とする。ただし、特定事業促進円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣とする。
第七十一条	第五十九条第一項	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律（製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び製造事業促進法第六条
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第五十八条第二項（製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務（特定事業促進円滑化業務を除く。）

第三章　需要開拓支援法人

（需要開拓支援法人の指定）

第十八条　経済産業大臣は、エネルギー環境適合製品の需要の開拓のための事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であって、第二十条に規定する業務（以下「需要開拓支援業務」という。）に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、需要開拓支援法人として指定することができる。

一　需要開拓支援業務を的確に実施するために必要と認められる経済産業省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、需要開拓支援業務に係る収支の見込みが適正であること。

二　職員、業務の方法その他の事項についての需要開拓支援業務の実施に関する計画が、需要開拓支援業務を的確に実施するために適切なものであること。

三　役員又は構成員の構成が、需要開拓支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　需要開拓支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって需要開拓支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2　経済産業大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）をしてはならない。

一　この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二　第三十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　第一号に該当する者

ロ　第二十一条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定の公示等）

第十九条　経済産業大臣は、指定をしたときは、当該指定を受けた需要開拓支援法人の名称及び住所、需要開拓支援業務を行う事務所の所在地並びに需要開拓支援業務の開始の日を公示しなければならない。

2　需要開拓支援法人は、その名称若しくは住所又は需要開拓支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第二十条　需要開拓支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　リース保険契約の引受けを行うこと。

二　エネルギー環境適合製品に関する情報の提供を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（役員の選任及び解任）

第二十一条　需要開拓支援法人の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　経済産業大臣は、需要開拓支援法人の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は需要開拓支援業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、需要開拓支援法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（業務規程）

第二十二条　需要開拓支援法人は、需要開拓支援業務の開始前に、需要開拓支援業務に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　需要開拓支援業務の実施の方法その他の業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3　経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が需要開拓支援業務の的確な実施上不適当となったと認めるときは、需要開拓支援法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。